

平成 3 0 年度東京都税制調査会
第 2 回 小委員会

[法人実効税率及び外形標準課税]

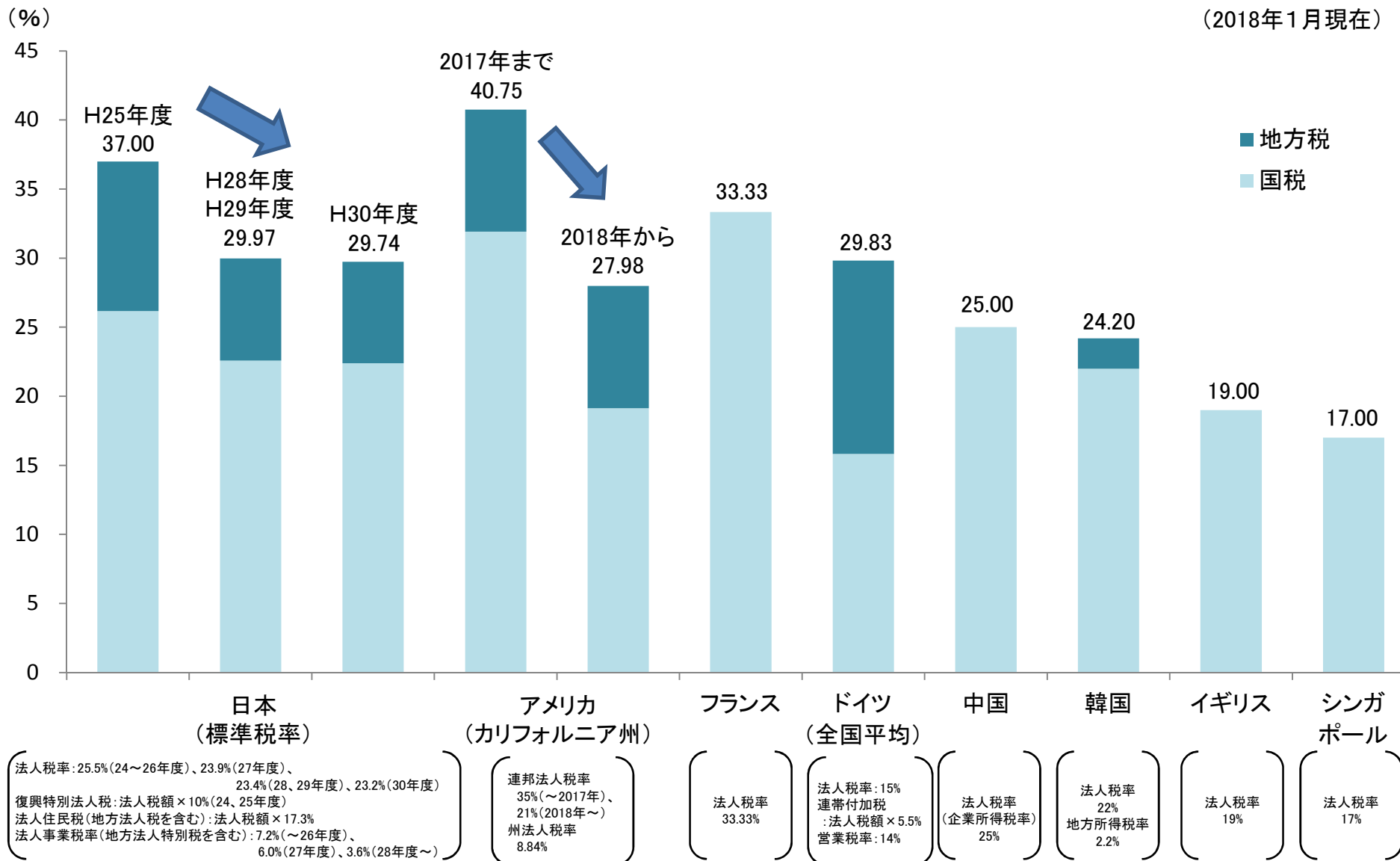
平成 3 0 年 7 月 2 0 日

「法人実効税率及び外形標準課税」 目次

資料名	頁
(1) 法人実効税率	
法人実効税率の国際比較	1
法人実効税率の内訳（平成30年度）	2
法人実効税率の推移	3
法人所得課税と社会保険料事業主負担（対名目GDP）の国際比較	4
平成29年度東京都税制調査会答申（法人実効税率に関する部分抜粋）	5
東京都における法人事業税・法人都民税の超過課税の概要	6
「国際金融都市・東京」構想（平成29年11月）について	7
(2) 法人事業税の外形標準課税	
法人事業税の外形標準課税の拡大の経緯	8
外形標準課税対象法人数（平成28年度）	9
東京都内における外形標準課税対象法人数の推移	10
法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税収推移	11
法人事業税の外形標準課税について（平成29年度東京都税制調査会答申（抜粋））	12
収入金額を課税標準とする法人に対する課税について（平成30年度与党税制改正大綱（抜粋））	13
法人事業税収入割の概要	14
法人事業税の収入金額課税について（「事業税逐条解説」抜粋）	15
電気供給業、ガス供給業及び保険業への外形標準課税の導入に対する意見（抜粋）	16
平成28年度与党税制改正大綱（抜粋）	17
中小企業等の範囲について	18

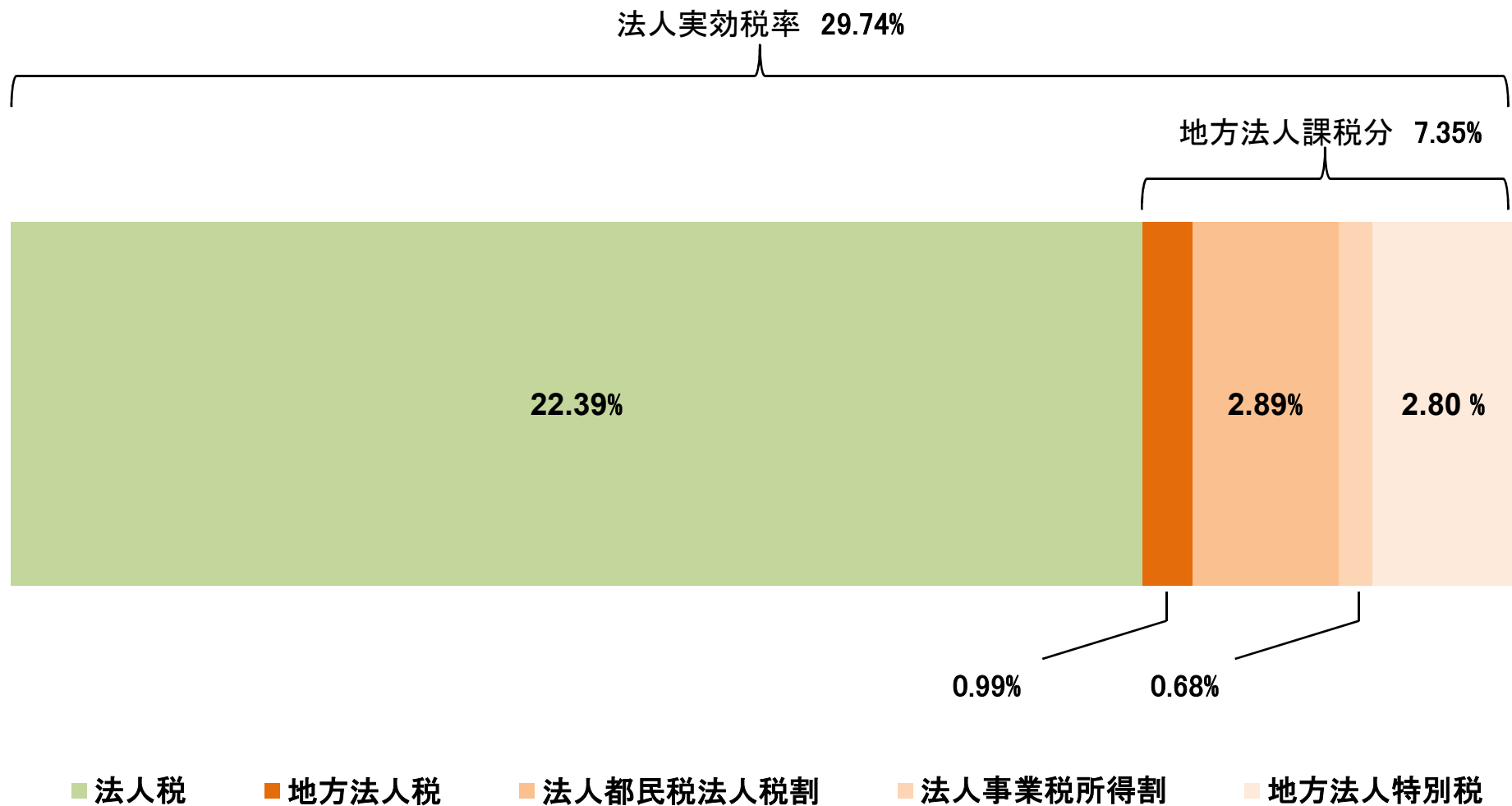
法人実効税率の国際比較

(2018年1月現在)



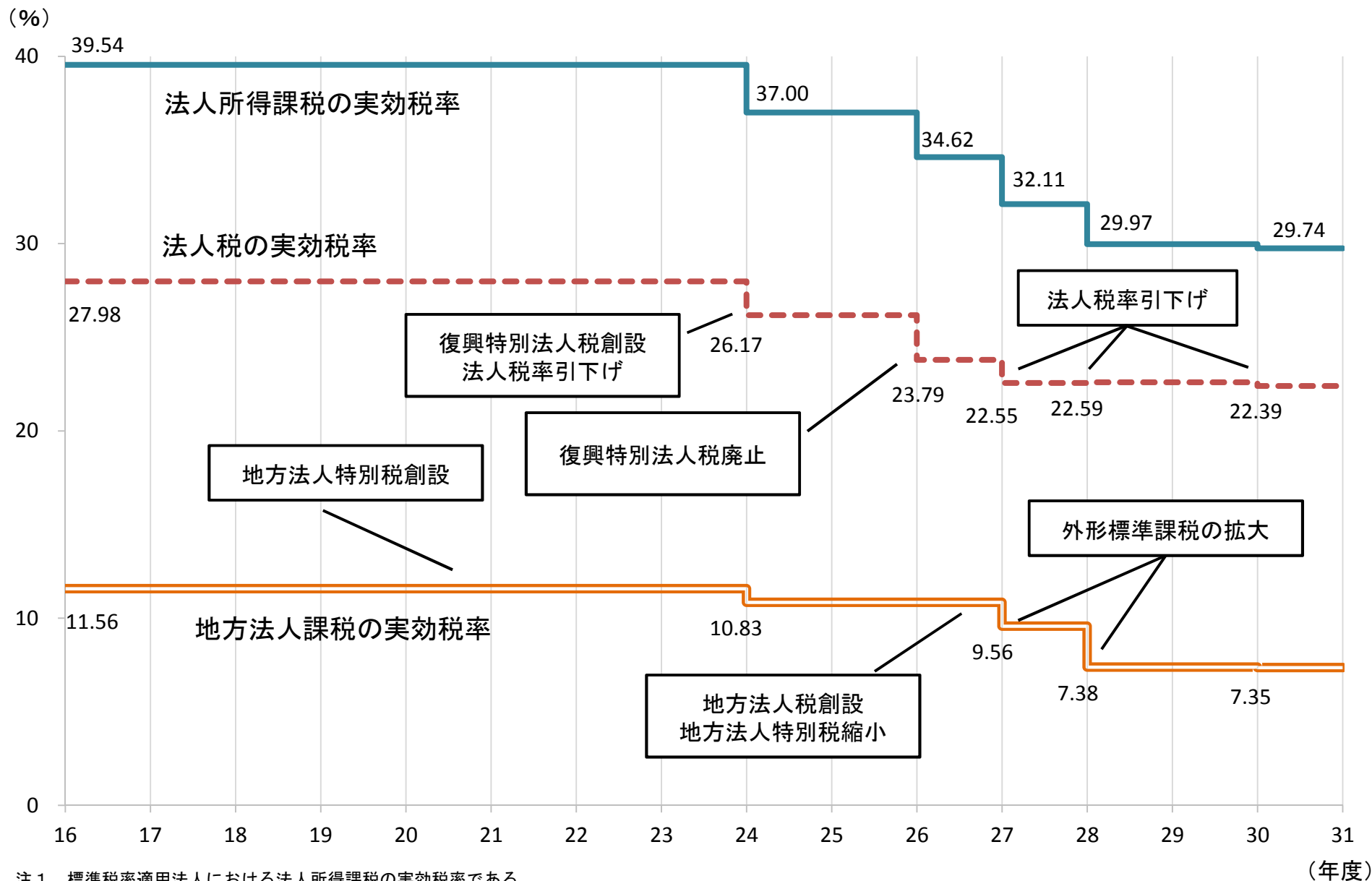
注1 財務省資料、経済産業省資料、日本貿易振興機構資料等より作成。上記は法人所得に対する税率。法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、国・地方それぞれの税率を合計して記載。
 注2 日本の地方税は標準税率であり、法人事業税（地方法人特別税を含む）については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を記載。
 注3 アメリカの地方税（州法人税）の税率は州ごとに異なるため、カリフォルニア州の税率を記載。また、アメリカでは、州法人税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合がある。
 注4 フランスでは、総売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税（法人税額の3.3%）が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない）。
 注5 ドイツの法人税は連邦と州の共有税（50:50）、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、全国平均の賦課率に基づいた場合の計数を表示。
 注6 韓国の法人税・地方所得税については、200億ウォン超の課税標準額に適用される税率を記載。
 注7 イギリスの法人税について、英国政府は2020年以降18%とする予定。

法人実効税率の内訳(平成30年度)



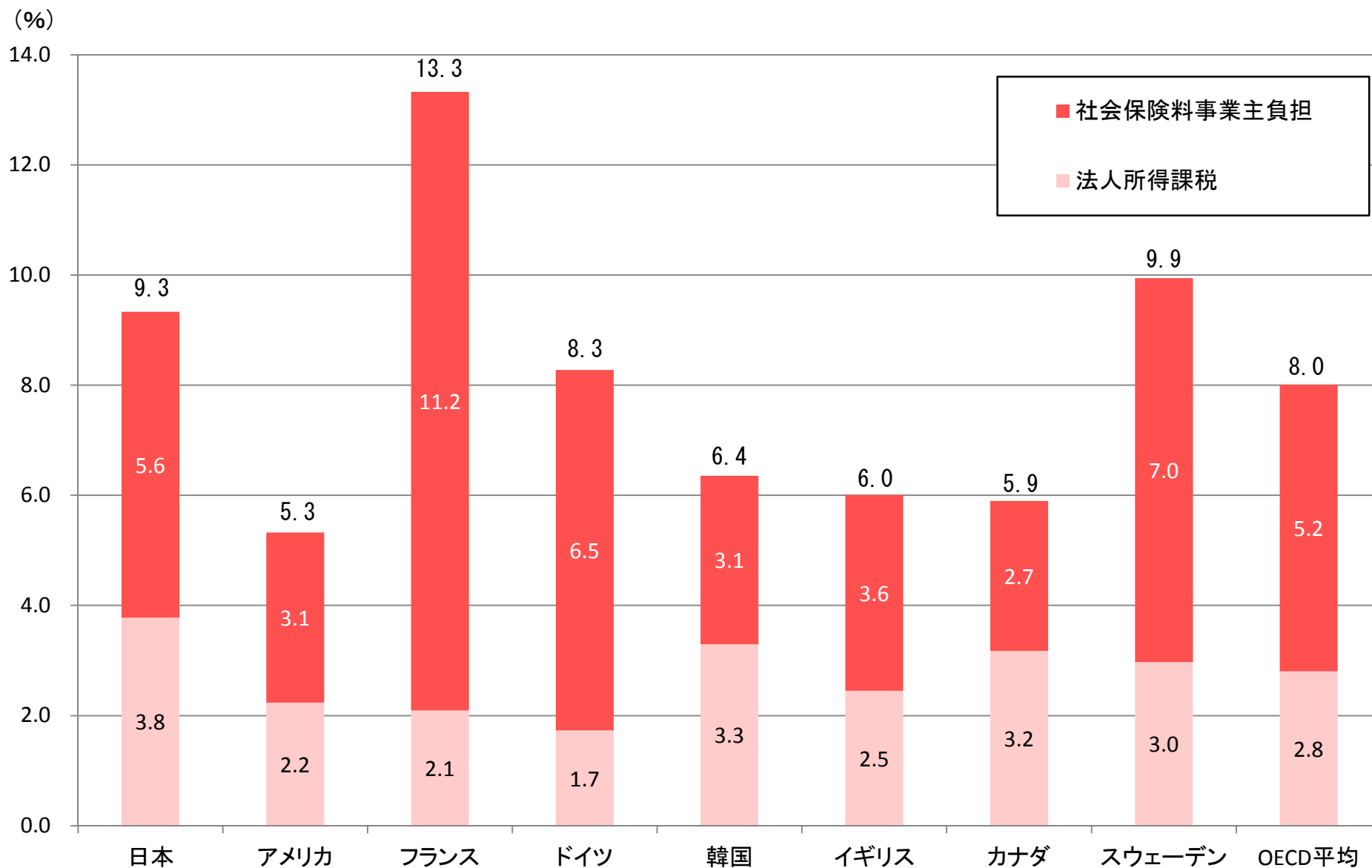
- 注1 標準税率適用法人における法人所得課税の実効税率である。
- 注2 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整している。
- 注3 法人事業税所得割及び地方法人特別税の実効税率は、資本金1億円超の普通法人に係る税率を記載している。
- 注4 四捨五入により、計が一致しない部分がある。

法人実効税率の推移



注1 標準税率適用法人における法人所得課税の実効税率である。
 注2 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整している。
 注3 地方法人課税の実効税率は、資本金1億円超の法人にかかる法人住民税法人税割（道府県分+市町村分）、法人事業税所得割の税率を合計したものである。
 なお、平成20年度以降は地方法人特別税を、平成26年度以降は地方法人税を含めた税率を表記している。
 注4 平成24年度及び25年度の法人税は、復興特別法人税を含む。

法人所得課税と社会保険料事業主負担(対名目GDP)の国際比較



注1 「Comparative tables - Revenue Statistics - 」の2015年の数値に基づき作成。

注2 法人所得課税、社会保険料事業主負担は、それぞれの名目GDPに占める割合を比較したものである。

注3 端数処理の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

平成29年度東京都税制調査会答申(法人実効税率に関する部分抜粋)

Ⅱ 税制改革の方向性

2 法人課税

(2) 法人実効税率のあり方

- 法人実効税率とは、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、国税と地方税の表面税率を合計した指標である。
- 国は、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月）において、日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることを目的に、課税ベースの拡大等により恒久財源を確保しつつ、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指すとした。平成27年度及び平成28年度の税制改正では法人税法等が改正され、法人実効税率は標準税率ベースで平成27年度に32.11%、平成28年度に29.97%となっており、平成30年度には29.74%に引き下げられる。
- 諸外国の法人実効税率をみると、アメリカ（カリフォルニア州）40.75%、フランス33.33%と我が国より高い国もあるが、イギリスのように19.00%まで複数年かけて計画的に引き下げてきた国もある。アジア諸国では、中国25.00%、シンガポール17.00%など我が国を下回っている。
- 我が国の法人実効税率が高い理由は諸外国に例の少ない地方法人所得課税によるものとする議論がある。しかしながら、我が国では地方自治体が担う行政サービスの範囲が諸外国と比べて広いという特徴があり、その果たしている役割の大きさも考慮する必要がある。
- 例えばドイツでは、実効税率29.66%（全国平均・2015年4月時点）のうち、地方法人所得課税分は13.83%である。これはドイツにおいても地方（州、市町村）が研究開発や雇用関連の助成など、法人の事業活動に対する支援策を講じており、それに応じて法人が一定の負担をしているためと考えられる。
- 地方法人課税は行政サービスを受ける法人に課税され、他の基幹税とともに地方の財政需要を賄っていることに鑑みると、国の政策に基づく法人実効税率の引下げは国の責任で対応するべきであり、地方財政に影響を及ぼすべきではない。

東京都における法人事業税・法人住民税の超過課税の概要

項目	法人事業税	法人住民税
創設	昭和49年	昭和50年
実施理由	大都市特有の膨大な財政需要に対応	大都市特有の膨大な財政需要に対応
都における 税率設定	標準税率の1.05倍	制限税率 〔 県税分：標準税率＋1.0% 市税分：標準税率＋2.4% 〕
対象法人	資本金1億円超の法人 又は 所得2,500万円超の法人	資本金1億円超の法人 又は 法人税額1,000万円超の法人
対象法人数 (平成27年度)	約 50,000社	約 40,000社
超過課税による 税収額 (平成30年度当初予算ベース)	691億円	1,547億円
実施団体 (平成28年4月1日現在)	8都府県 (東京・宮城・神奈川・静岡・愛知・京都・大阪・兵庫)	46都道府県 (静岡県以外の全県)

「国際金融都市・東京」構想(平成29年11月)について

- 都は平成28年11月、「国際金融都市・東京のあり方懇談会」を設置し、平成29年10月に最終とりまとめを実施
- 最終とりまとめ等を参考に策定した「国際金融都市・東京」構想の下、国や民間等と連携し、取組を推進していく

世界に冠たる国際金融都市・東京の実現に向け、「魅力的なビジネス面、生活面の環境整備」を推進するための具体的施策の一つとして、金融系企業に対する税負担の軽減を検討

主な取組		
法人事業税・法人都民税に係る政策減税	課題	都の法人実効税率は30.86%(平成29年11月現在)と、シンガポールや香港などのアジアの他の主要都市と比べると高く、とりわけ海外の金融系企業が東京に進出する際には、大きなコスト要因の1つとなっている。
	具体的取組	資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進につながるよう、政策減税の早期の実施を目指し、具体的な制度設計を進める。
法人税の軽減	課題	都の法人実効税率は30.86%(平成29年11月現在)と、シンガポールや香港などのアジアの他の主要都市と比べると高く、とりわけ海外の金融系企業が東京に進出する際には、大きなコスト要因の1つとなっている。
	具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府に対し、国家戦略特区における所得控除※の対象に資産運用業及びフィンテック企業を加えることを働きかけ、内閣府から財務省に一定の金融事業等も対象とするよう、平成30年度税制改正要望が提出された。 ・ 上記要望の早期実現を含め、今後とも国に対して、法人税の軽減について、「国の施策及び予算に対する提案要求」の機会などを活かして働きかけを続ける。
相続税の見直し	課題	平成29年税制改正により、日本に長期滞在している外国人(直近15年のうち滞日が10年超の者)に対し、離日後も最長5年間、当該外国人あるいはその親族が亡くなった場合、日本国内の財産のみならず日本国外の財産についても相続税が課されることになったため、今後、外国人の高度金融人材及びその親族が、相続税の負担を嫌い、日本から出ていく可能性がある。
	具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該規定の見直しに関する問題提起を行い、関係機関と認識を共有した結果、金融庁の平成30年度税制改正要望において、財務省に対して当該税制改正要望が提出された。 ・ 今後とも、早期の実現を目指し、関係機関と連携しながら、「国の施策及び予算に対する提案要求」の機会などを活かして働きかけを続ける。

※ 国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる措置。

注 東京都「「国際金融都市・東京」構想(平成29年11月)」より作成。

法人事業税の外形標準課税の拡大の経緯

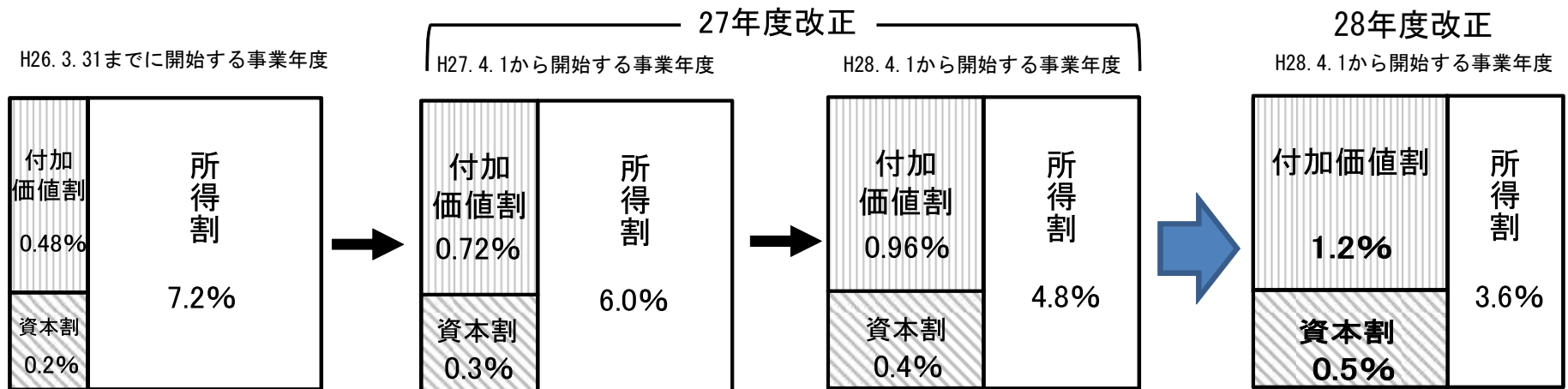
法人事業税の外形標準課税は平成16年度から導入され、27年度以降拡大

~ (26) 2/8 → (27) 3/8 → (28) 4/8 → (28)~ 5/8

〔27年度改正〕 〔28年度改正〕

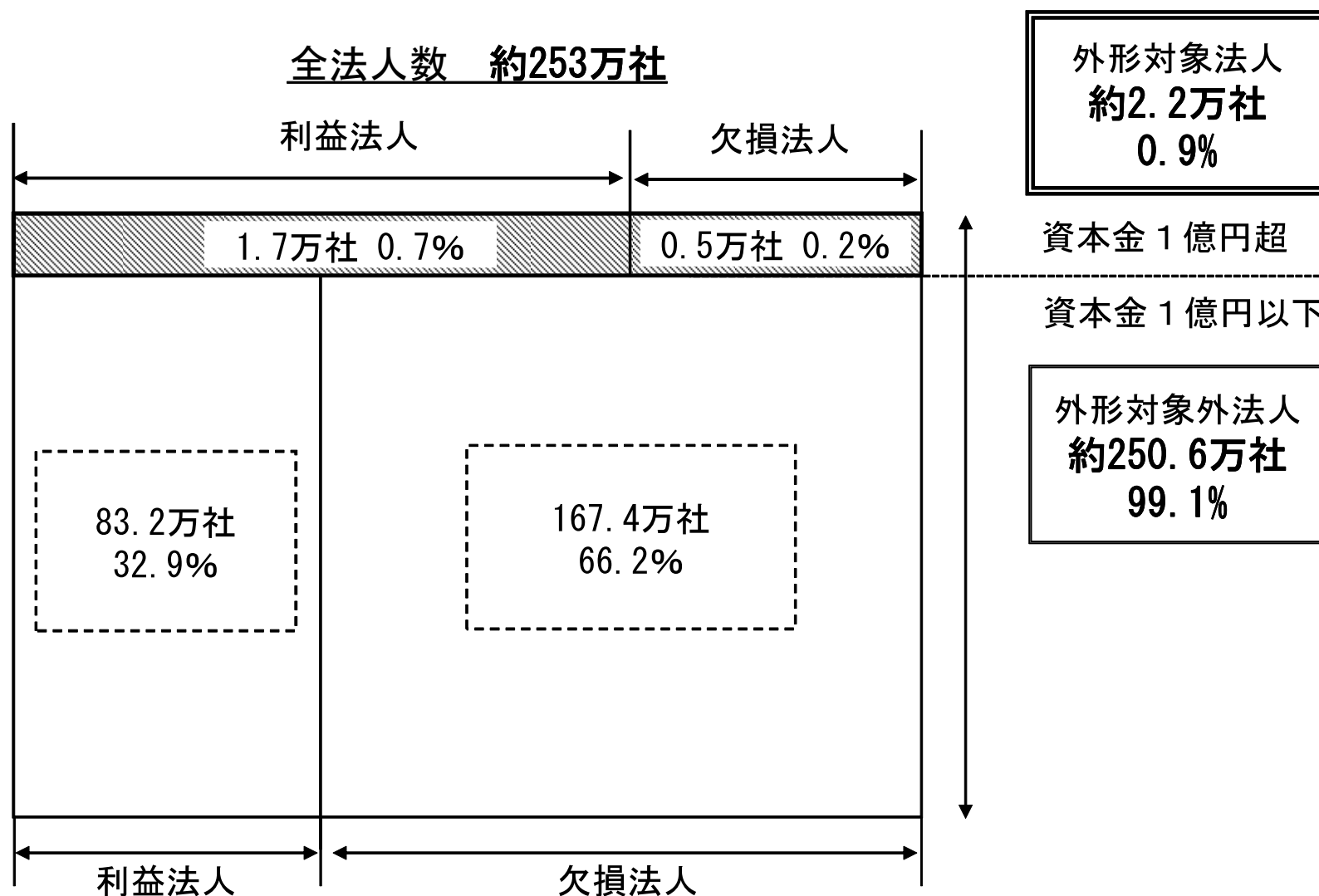
【税率】

	〔27年度改正〕	〔28年度改正〕
付加価値割	~(26) 0.48% → (27) 0.72% → (28) 0.96%	→ (28)~ 1.2%
資本割	~(26) 0.2% → (27) 0.3% → (28) 0.4%	→ (28)~ 0.5%
所得割	~(26) 7.2% → (27) 6.0% → (28) 4.8%	→ (28)~ 3.6%



注 1 総務省「全国都道府県税務主管課長会議」（平成28年1月20日）資料等をもとに作成。
2 所得割は、所得のうち年800万円を超える金額の税率を記載。
3 所得割の税率には地方法人特別税を含む。

外形標準課税対象法人数（平成28年度）



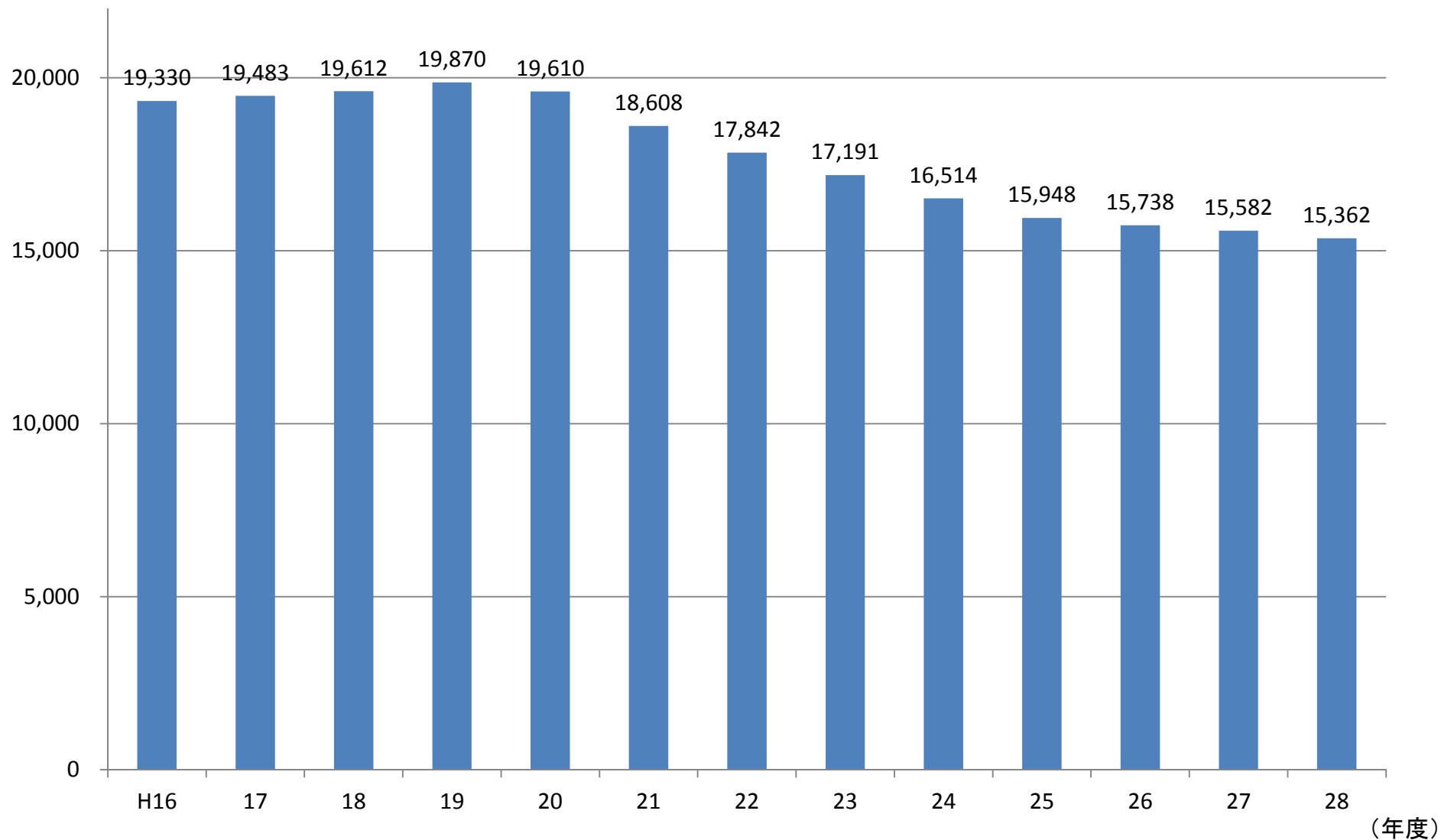
注1 総務省「第24回地方法人課税のあり方に関する検討会」（平成27年5月26日）資料より作成。

注2 法人数は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、総務省「平成28年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人（8,932社）は含まれていない。

注3 端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

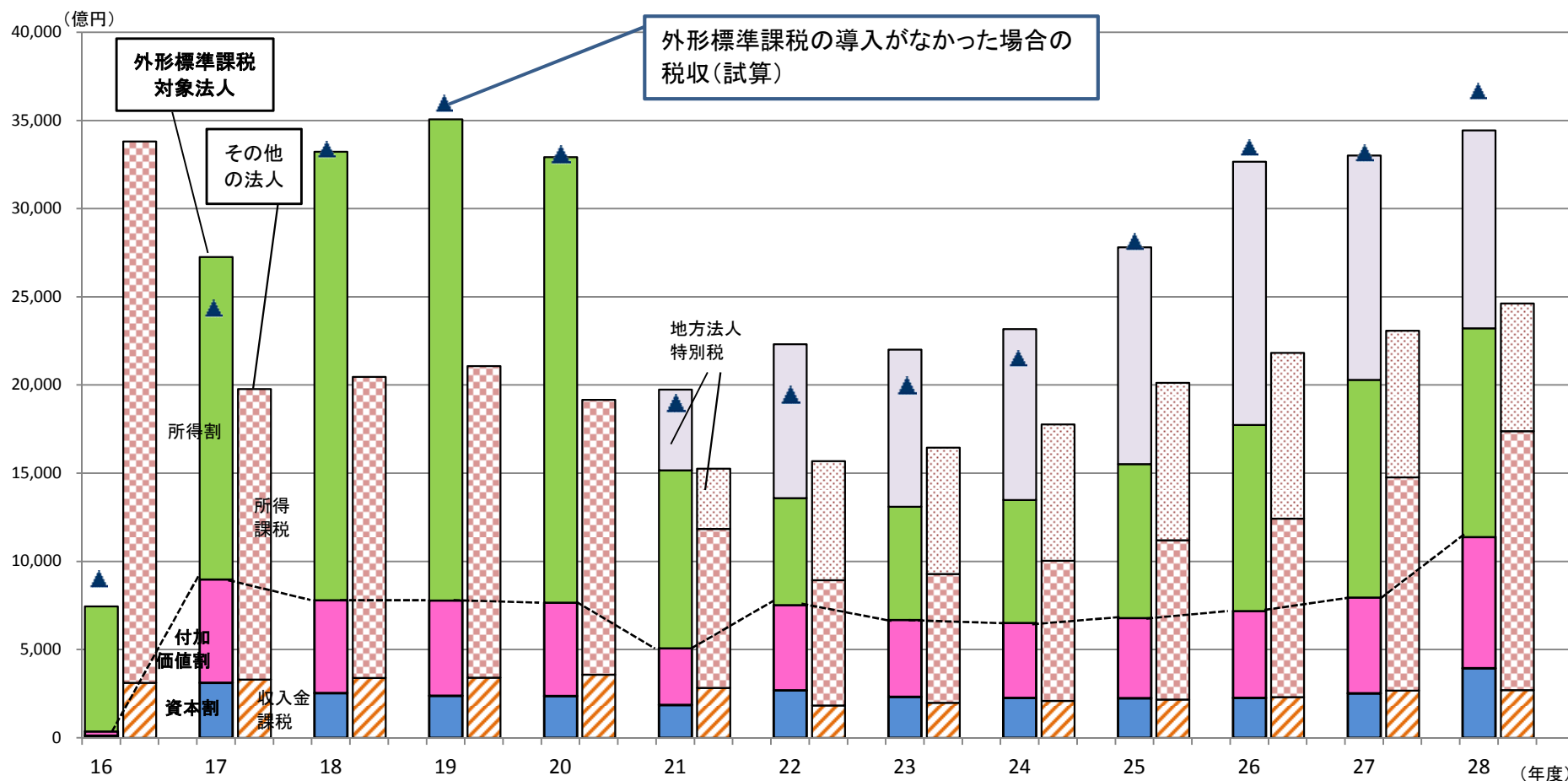
東京都内における外形標準課税対象法人数の推移

(単位:社)



注 平成16~28年度東京都税務統計年報より、資本金1億円超の普通法人（相互会社を含む）と外国法人を集計したもの。

法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税収推移



注1 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」第15表及び第34表より作成。

2 税収は各年度における調定額ベース。

3 「その他の法人」の「所得課税」には、外形標準課税対象法人を除く所得課税分及び課税標準の特例による課税分を含む。

4 「外形標準課税の導入がなかった場合の税収（試算）」は、外形標準課税対象法人の「（所得割（+地方法人特別税））」の税収に、平成16年度から平成27年度までは4/3を乗じ、平成28年度は8/5を乗じて試算（税制改正による税収への影響は翌年度から発生すると仮定）。

法人事業税の外形標準課税について(平成29年度東京都税制調査会答申(抜粋))

II 税制改革の方向性

2 法人課税

(3) 法人事業税の外形標準課税の拡大

- ・ 法人事業税の所得割は、景気変動の影響を受けやすく、税収が不安定であることが指摘される。特に、企業活動の活発な大都市では、景気後退期には大幅な減収となることも多い。
- ・ そこで、平成15年度税制改正において、応益課税としての事業税の性格の明確化や、地方分権を支える基幹税の安定化等を目的として、外形標準課税が創設された。創設の背景として、当時、大法人の半数が、都道府県の行政サービスを受けていながら欠損法人であるために法人事業税を負担していない実態があったこと、法人事業税収の減少とともに、都道府県財政の厳しい状況が加速されていることなどがあった。また、都道府県が安定的に行政サービスを提供していくためには、法人事業税の安定化が不可欠であり、外形標準課税導入の必要性が高かったと言える。
- ・ 外形標準課税は、法人の事業活動の規模に応じた薄く広い課税により公平性を確保するものである。また、景気変動に対して不安定な所得割と比べ、付加価値割・資本割といった外形基準は景気変動に左右されにくく、税収の安定化に寄与している。
- ・ もっとも、現行の外形標準課税は、資本金1億円超の法人のみを対象としており、全国の法人数約251万社のうち約2.2万社と、外形対象法人の割合は1%にも満たない(平成27年度)。さらに、外形対象外法人の7割弱が欠損法人となっており、これらの法人は事業税を負担していないのが実態である。
- ・ 外形標準課税の適用対象法人のあり方については、今後も引き続き、中小法人の負担には十分に配慮する必要がある。しかし、近年は様々な事業活動の形態が出現しており、必ずしも資本金が法人の活動規模を表していない例もある。そこで、中小法人の定義については、資本金以外の指標を組み合わせることで、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準へと見直すことも考えるべきであるとの意見もあった。

収入金額を課税標準とする法人に対する課税について(平成30年度与党税制改正大綱(抜粋))

第三 検討事項

10 現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。また、電気事業者の法的な分社化に伴うグループ内取引については、法令上の位置付けや実務上の観点等を踏まえ、収入金額の算定のあり方について検討を行う。

法人事業税収入割の概要

$$\text{税額} = \text{課税標準} \times \text{税率} \quad (0.9\%)$$

	電気供給業	ガス供給業	生命保険業	損害保険業	少額短期保険業
課税標準	収入すべき金額－控除すべき金額		収入保険料×一定割合（付加保険料率）		
導入年度	昭和24年度		昭和29年度	昭和30年度	平成18年度
平成28年度税額 （億円） ※カッコ内は 超過課税額	1,304 (27)	231 (10)	501 (21)	223 (7)	82百万円 (1.6百万円)

- 注1 総務省「第24回地方法人課税のあり方等に関する検討会」（平成27年5月26日）資料、「平成28年度 道府県税の課税状況等に関する調」等より作成。
- 2 税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。標準税率は1.3%。
- 3 税額は、平成28年度において調定したもののうち、現事業年度に係る金額を記載。

法人事業税の収入金額課税について（「事業税逐条解説」抜粋）

第七十二条の十二 法人の事業税の課税標準

電気供給業及びガス供給業については、これらの事業は極めて公益性の高い性格を有しているところから、その料金は認可制とされている。この認可料金については、これを算定する際に法人事業税額も含むこととされ、また、これらの事業が地域において独占的形態であることから必ず守らなければならないこととされている。すなわち、これらの事業においては、法人事業税額は電気又はガスの料金の算定の際に原価に算入されるので、電気又はガスの使用者である消費者に転嫁することができるため、これらの事業者は法人事業税を納税しうる力すなわち担税力を有することとなる。したがって、外形標準が適当とされる事業税の課税標準において、電気供給業又はガス供給業にあっては、所得又は清算所得を課税標準としなければならない理由はないわけである。また、これらの事業にあっては、その事業の公益的性格からこれらの事業について課税標準を所得とした場合には、ぼう大な施設と従業員を有し道府県の行政サービスを多く受けているにもかかわらず、それに比較して法人事業税額は非常に少額となるので、応益原則である事業税の性格に矛盾を生じることになるからである。

生命保険事業については、昭和二十九年の法律改正により、収入金額課税とされたが、それは①その収入した保険料のほとんどが責任準備金、支払準備金及び契約者配当準備金として損金に算入されること、②保険料を運用した結果生ずる受取配当金は益金に算入されないこと等の理由から、生命保険事業の課税標準について、仮に、法人税の所得又は清算所得の計算の例により算定した各事業年度の所得又は清算所得を課税標準として法人事業税の課税を行うこととした場合には、その事業規模や活動量等が大きいにもかかわらず、本来負担すべき税額よりも非常に少額の負担となる。そこで、これを避けるために、収入金額を課税標準とすることとされているのである。

損害保険事業については、昭和三十年の法律改正により収入金額課税とされたものであるが、その理由は、生命保険事業と同様に、①他の企業に比較して社内留保の必要性が高く、営業利益がほとんどでないこと、②投資利益は大部分が配当所得であり、その配当所得は益金不算入とされていること等により、法人税の所得又は清算所得の計算の例により算定した各事業年度の所得又は清算所得を課税標準とすることは適当でないとされたためである。

電気供給業、ガス供給業及び保険業への外形標準課税の導入に対する意見(抜粋)

【一般社団法人日本経済団体連合会（平成30年度税制改正に関する提言）】

3. 法人課税の諸課題

(1) 地方法人課税改革

3. 電気・ガス供給業における法人事業税の課税標準について、現在、地域独占と総括原価主義を根拠とした収入割が適用されているが、2016年度（電気）、2017年度（ガス）の小売全面自由化により、地域独占と総括原価主義が廃止されたため、収入割を採用する根拠が失われている。

また、小売全面自由化に伴い、一般の事業と同様の競争環境に移行することから、電気・ガス供給業にかかる法人事業税を一般企業と同様の課税方式に統一すべきである。

【一般社団法人生命保険協会（平成30年度税制改正に関する要望）】

【その他の要望項目】 IV. その他

◎生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること

一般事業会社における外形標準課税は、「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、生命保険業の現行の課税方式は、まさに税収の安定化に寄与していると考えられます。

よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。

【一般社団法人日本損害保険協会（平成30年度税制改正に関する要望）】

8. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えます。

平成28年度与党税制改正大綱（抜粋）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

(1) 成長志向の法人税改革

②法人税制をめぐる諸課題

ロ 地方法人課税については、大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

ハ 中小法人課税については、実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。資本金以外の指標を組み合わせる事等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する。

その上で、中小法人のうち7割が赤字法人であって一部の黒字法人に税負担が偏っていることや、大法人と中小法人の制度格差が拡大しており、中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ないかねないことを踏まえ、中小法人向けの制度の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

中小企業等の範囲について

	製造業	卸売業	小売業	サービス業
中小企業基本法	資本金：3億円以下 常用雇用者：300人以下 (99.5%)	資本金：1億円以下 常用雇用者：100人以下 (99.3%)	資本金：5,000万円以下 常用雇用者：50人以下 (99.6%)	資本金：5,000万円以下 常用雇用者：100人以下 (99.8%)
小規模事業者 (注2)	常用雇用者：20人以下 (86.4%)	常用雇用者：5人以下 (83.0%)		
法人税法 (軽減税率及び中小法人向け 租税特別措置の対象)	資本金：1億円以下 (98.8%)			
地方税法 (外形標準課税の対象外及び 中小法人向け税負担軽減措 置の対象)	資本金：1億円以下 (99.1%)			

注1 総務省「第24回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年5月26日)資料をもとに作成。

2 小規模事業者は、「小規模企業振興基本法(小規模基本法)(平成26年6月27日施行)」において支援の対象とされている。

3 表中の()は全法人に占める割合を表し、各割合の算出方法は下記のとおり。

① 中小企業基本法: 中小企業庁「中小企業白書2018-付属統計資料-」1表「産業別規模別企業数」による。

② 法人税法: 国税庁「平成28年度会社標本調査結果」第1表総括表による。

③ 地方税法: 総務省「平成28年度道府県税の課税状況に関する調」第23表及び第36表による。